

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置

《基本的な考え方》

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の種類や規模に即した活動組織を直ちに設置し、指揮命令系統の迅速な確立を図る。

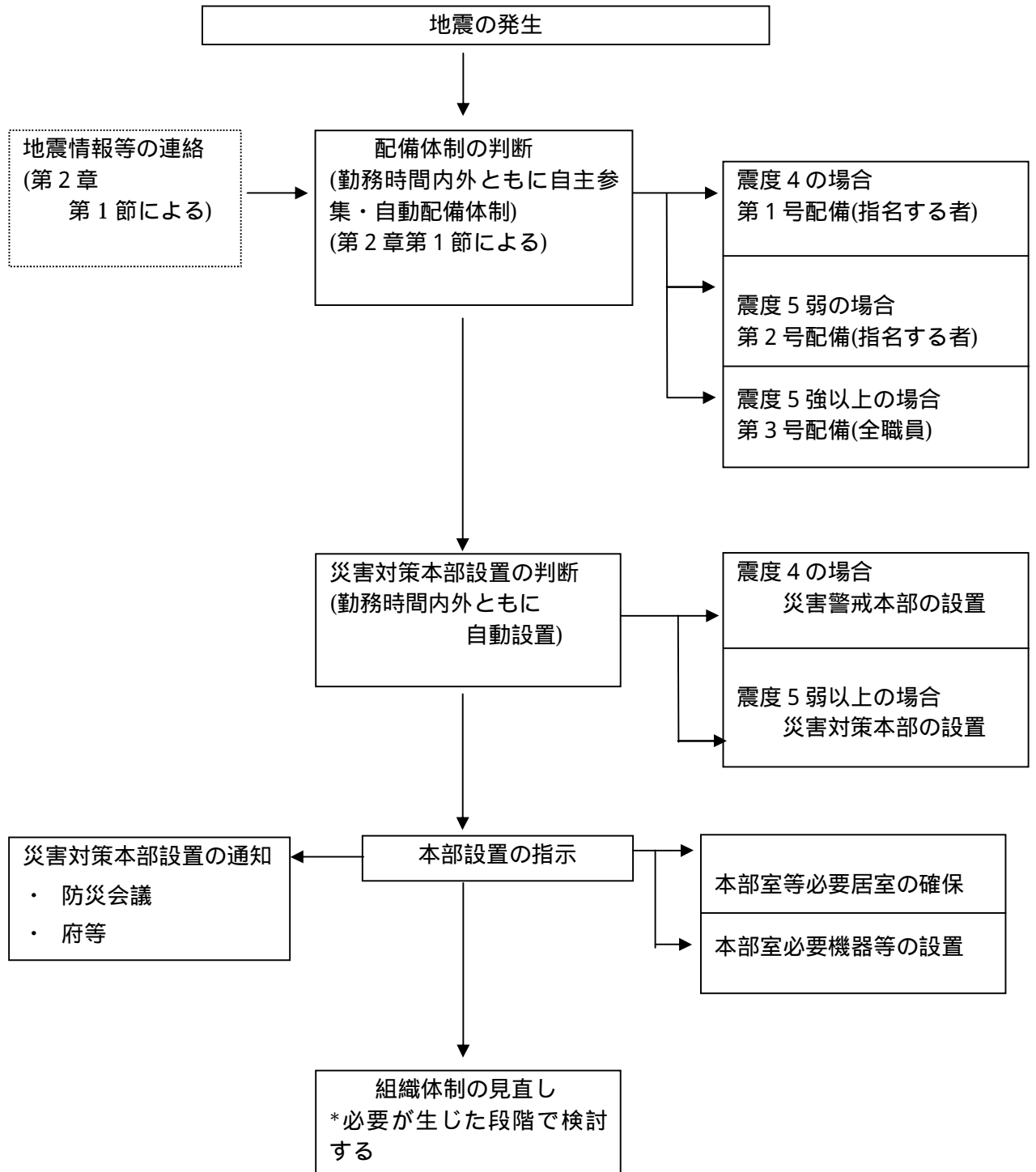
《対策の体系》

災害対策本部の設置	1 災害警戒本部の設置及び廃止 2 災害対策本部の設置 3 災害対策本部の廃止 4 災害対策本部の設置及び廃止の通知 5 災害対策本部の組織等 6 職員等の活動環境 7 大阪府現地災害対策本部との連携
-----------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 災害対策本部の設置及び廃止の決定に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止の通知に関すること
総括部総括班	1 災害警戒本部の設置及び廃止に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 大阪府現地災害対策本部との連携に関すること
動員物資補給部総務班	1 24時間災害対応職員の仮眠場所及び給食等の確保
各部長	1 適切な班の編成及び職員の健康管理等に関すること

《応急対策の流れ》



《対策の展開》

1 災害警戒本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

ア 豊中市で震度4が観測されたとき。

イ 大規模地震対策特別措置法第9条<警戒宣言等>に基づき、地震防災対策強化地域に警戒宣言が発令されたとき。

(2) 役割

ア 地震による人的、物的被害状況や二次災害の発生状況の把握及び市民等の避難状況等を収集・整理し職員動員の必要性を検討する。また、関係機関から被害情報の収集を行い市長に状況を報告する。

イ 地震による被害が大きい場合は、災害対策本部の設置準備を行い、被害が小さい場合は災害警戒本部を設置する。

(3) 組織

助役を本部長とし、総括部長、消防部長で構成する。

(4) 本部長の代理

本部長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、総括部長、総括部副部長、総括部副部長、総括部副部長、総括部総括班長の順とする。

(5) 設置場所

市役所第二庁舎3階会議室に置く。

(6) 廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。

2 災害対策本部の設置

市域で地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき、市長は災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長があたり、各部局及び各行政委員会事務局の職員を統括し指揮監督する。

(1) 設置基準

ア 震度5弱以上の震度が豊中市で観測され、気象台からの発表等により確認されたとき。

イ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。

ウ 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

エ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 設置の手続

- ア 市長は、本部設置基準に該当する場合は、本部を設置し総合的な応急対策等を実施する。
- イ 本部組織に基づく部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは防災担当部長を通じ市長に本部の設置を進言する。
- ウ 危機管理担当部長は、他の部長等による要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、直接あるいは助役を通じて、市長に本部の設置を進言する。

(3) 設置場所（総務部総括班）

災害対策本部は市役所第二庁舎3階会議室に置く。ただし、市役所庁舎が使用できない場合は、消防本部庁舎5階又は水道局庁舎において設置し、その旨を関係機関に連絡する。

3 災害対策本部の廃止

- (1) 本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは本部を廃止する。
- (2) 防災活動状況により、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を廃止するまでの間は、必要な部の要員を指定して残務整理をさせる。

4 災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、知事、豊中市防災会議委員、報道機関にその旨を通知する。

5 災害対策本部の組織等

(1) 組織

本部の組織は、図に示すとおりである。

資料：地震応急 - 1 豊中市災害対策本部条例

資料：地震応急 - 2 災害対策本部機構図

資料：地震応急 - 3 災害対策本部業務分担

資料：様式 - 10 「災害対策本部が設置されたときのあなたの役割」

(2) 指揮命令系統の確立

ア 指揮系統

災害対策本部長

副本部長

災害対策本部各部長・副部长

班長

職員

イ 指揮順位

市長 (本部長)

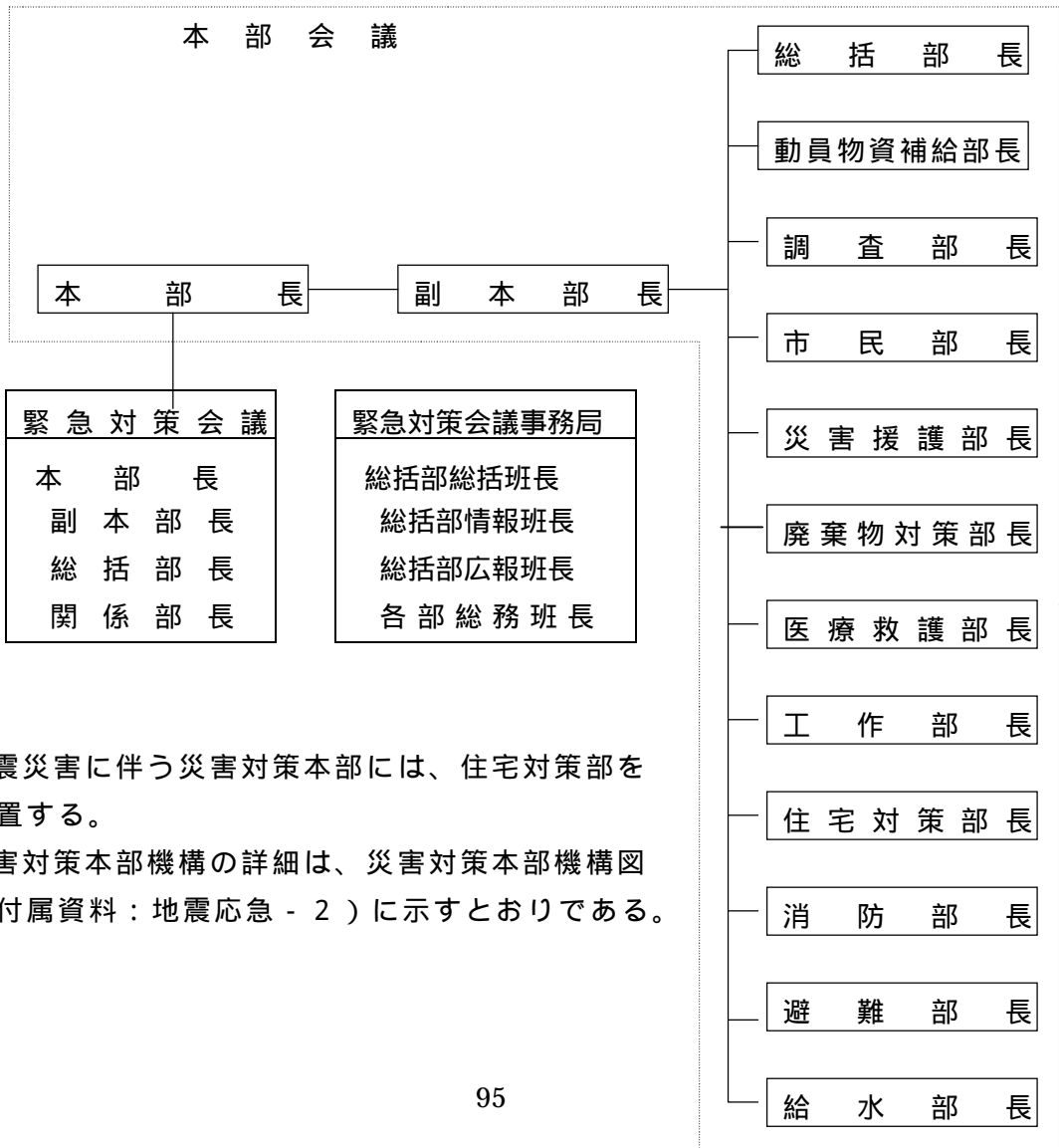
助役 (副本部長)

収入役 (副本部長)

教育長 (副本部長)

水道事業管理者 (副本部長)

【豊中市災害対策本部の組織】



- 注：1.地震災害に伴う災害対策本部には、住宅対策部を設置する。
 2.災害対策本部機構の詳細は、災害対策本部機構図（付属資料：地震応急 - 2）に示すとおりである。

(3) 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、助役、助役、収入役、教育長、水道事業管理者の順とする

(4) 緊急対策会議

緊急対策会議は、本部長、副本部長、総括部長及び関係部長で構成され、本部会議を招集するいとまがないときに本部長の招集によって開催し、本部会議と同様に災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

(5) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部各部長で構成され、本部長の招集によって開催し、各部との密接な連絡のもとに、災害の実態に即した災害応急対策を協議決定する。

ア、第一回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね 2 時間以内に開催し被害予測から市の災害対応力での対応可否を判断する。

イ、第二回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね 5 時間以内に開催し被害状況から災害対策本部各部、各班が優先して対応する災害応急活動内容について報告し、共有化を行う。

ウ、第三回災害対策本部会議は、災害発生後、概ね 8 時間以内に開催し各部、班の災害応急活動状況から今後の対応体制について協議し、方針を決める。

6 職員等の活動環境

(1) 安全の確保

活動にあたるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保に万全を期する。

ア 庁内の安全確保

本部長は、職員等が応急対策活動に従事するにあたって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。

イ 安否及び被害の確認

職員は、勤務時間中の地震発生時に、家族の安否確認等を行う方法を事前に確保し、応急対策活動に全力を傾注する。

各部総務班は、必要に応じて各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2) 24 時間体制への対応（動員物資補給部総務班）

ア、大規模災害の発生直後は、場合によっては 24 時間体制での対応をとらざるを得ないため各部長は適切な班の編成、職員の健康管理等に努める。

イ、第三回災害対策本部会議の災害応急活動方針で 24 時間体制での対応を行なうこととなった場合は、動員物資補給部総務班は 24 時間対応職員の仮眠場所及び給食等を確保するものとする。

7 大阪府現地災害対策本部との連携

災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるときなどにおいて、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合は、総括部総括班が連絡窓口となり連携を図る。

第2節 職員の動員配備

《基本的な考え方》

災害発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施するため、災害の状況に応じた配備体制をとる。また、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合については、予め定めた配備体制により災害応急対策体制を確立する。

《対策の体系》

職員の動員配備	1 配備体制 2 配備指令 3 配備体制の確立 4 動員方法 5 初動体制 6 動員報告
---------	---

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 配備体制の決定及び配備指令に関する事
動員物資補給部 職員動員班	1 職員参集状況の取りまとめ及び報告に関する事
総括部総括班	1 被害程度の市長・助役等への報告及び配備指令の各部への連絡に関する事

《対策の展開》

1 配備体制

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、職員は次のいずれかの要員として所定の活動に従事する。ただし、災害の種類、規模に応じて人員を増減することがある。

(1) 災害対策要員

災害対策に従事するため、市長が指名する職員。

(2) 平常業務従事職員

災害初動期等の災害対策業務集中時には、各班長の指示により災害対策業務に従事するものとするが、平常業務（平常業務時間帯）に備え必要最少限の職員を平常業務従事職員に指名する。

(3) 初動要員

上記(1)(2)のうち、自宅から概ね 30 分以内に出勤可能な職員で、市長が指名する職員。

2 配備指令

職員の配備指令は、次のとおりとする。

ただし、各部長は、特に必要があると認めるときは、配備基準と異なる体制をとることができる。

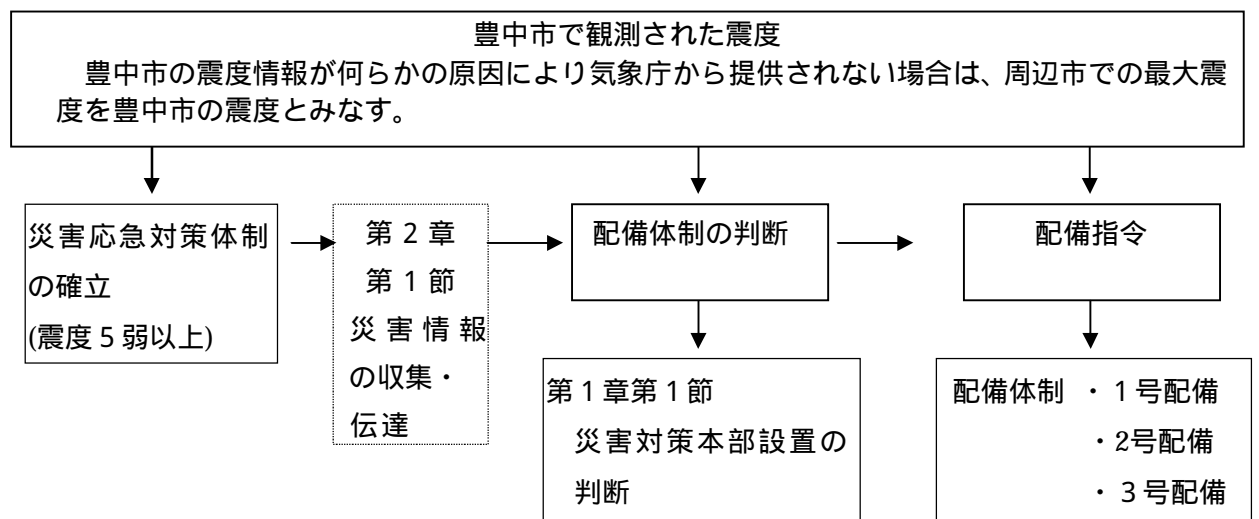
【配備の種類と基準】

配備の種類	発令の基準	配置人員
震災1号配備	豊中市で震度4を観測したとき	総括部、消防部（当務職員） 約 250 名
震災2号配備	豊中市で震度5弱を観測したとき	総括部、消防部 及び初動要員 約 1,500 名
震災3号配備	豊中市で震度5強以上の震度を観測したとき	全職員 約 3,600 名

- * 震災1号配備時に総括部の正・副部長及び総括部総括班の初動職員は、震災1号配備指令があったものとして自主参集。他の総括部の職員は、参集指示連絡を受けての参集とする。
- * 自主参集を要しない職員は、地震発生から3時間以内は自宅待機又は参集連絡がとれるようにしておくこととする。

資料：地震応急 - 4 災害対策本部動員数一覧表

【配備指令の流れ】



(1) 勤務時間外の配備

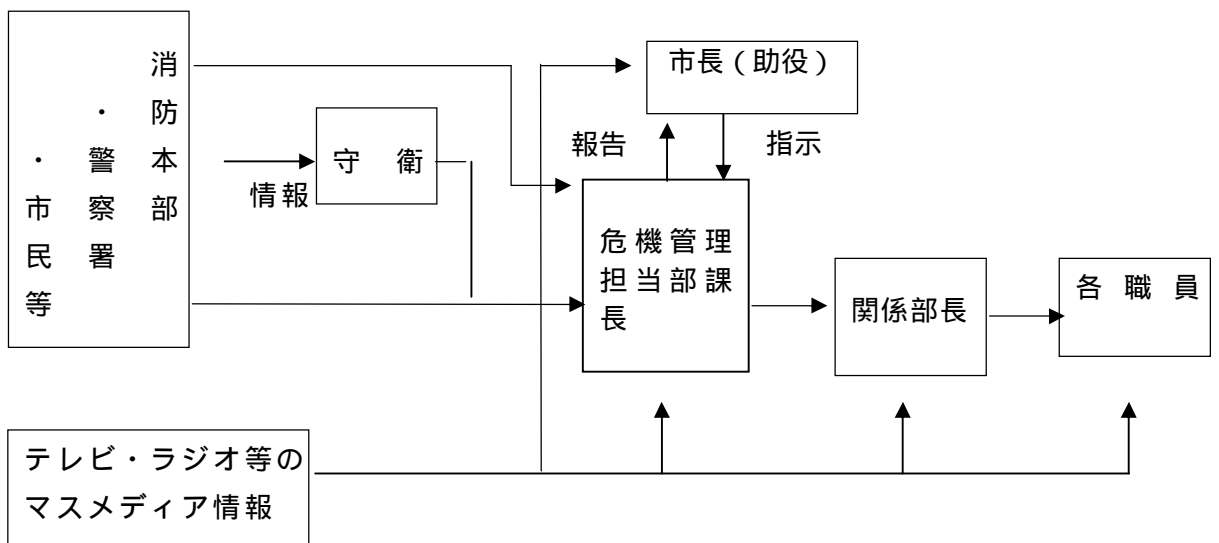
ア 市域で震度4の震度が観測されたときは、危機管理担当部課長は守衛、消防本部、警察署等から収集した情報により被害の程度を把握し、市長・助役等に報告する。

市長（本部長）又は助役等（副本部長）から配備指令が出された場合で、自主参集職員（総括班の初動職員）で対応できない場合は、危機管理担当部課長は直ちに各関係部課長を経由して必要な職員等を招集する。

イ 市域で震度5弱の震度が観測されたときは、震災2号配備指令があったものとして、総括部の職員及び消防部の職員並びに初動要員は速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

ウ 市域で震度5強以上の震度が観測されたときは、震災第3号配備指令があったものとして、全職員は、勤務場所（避難所派遣職員等は指定場所）に速やかに参集し、あらかじめ決められた職務につく。

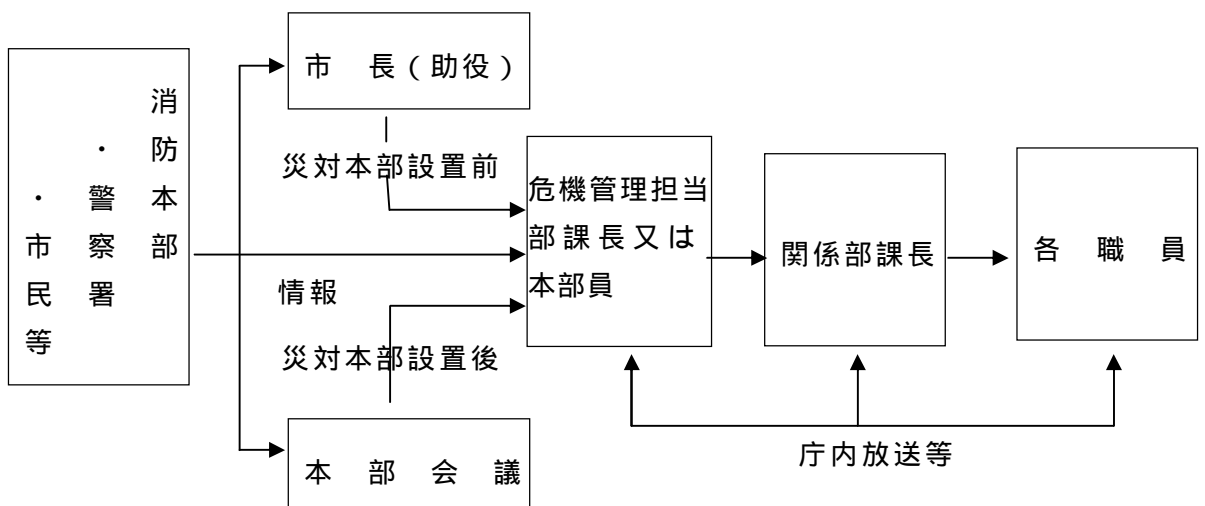
【勤務時間外の配備の通達ルート】



(2) 勤務時間内の配備

配備の伝達は、市長（本部長）の指示により危機管理担当部課長が各関係部課長に連絡し、各関係部課長は各職員に伝える。また、庁内放送等により配備体制を整えるよう伝達し、速やかに実働体制を確立し、あらかじめ指名を受けている職員は、直ちに所定の職務につく。

【勤務時間内の配備の通達ルート】



3 配備体制の確立

- (1) 勤務時間内に地震が発生した場合、各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、配備指令の基準に従い定められた配備につく。
- (2) 勤務時間外の場合は、配備指令の基準により配備体制を判断し、対象職員は直ちに参集し、定められた配備につく。
- (3) 地震発生直後に震災 1 号又は 2 号配備体制とした場合に、被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合、各部長は配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
- (4) 各部長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は配備指令の強化を発令し万全を期する。

4 動員方法

- (1) 勤務時間内の動員方法
配備指令とともに庁内放送等により連絡する。
- (2) 勤務時間外の動員方法
ア 地震発生直後は、各職員が配備体制を自主判断することとし、動員連絡は行わない。
ただし、参集すべき職員が出勤しない場合は、各部総務担当者が動員連絡することがある。
イ 配備基準よりも配備体制を強化する場合は、各部総務担当者が部内連絡網に従い動員連絡する。

5 初動体制

勤務時間外において地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合は、総括部長の指揮のもとに初動体制を確立する。

- (1) 初動要員は、震度 5 弱以上の地震発生と同時に速やかに勤務場所又は指定された参集場所に出動し、初期の応急対策業務に従事する。
- (2) 初動要員は、本部長あるいは部長等の指揮・命令のもとに定められた業務を行うが、通信の途絶等により本部からの指揮・命令が受けられない場合は、所属長等の判断・指揮のもとに業務を遂行する。
- (3) 部長等は初動要員を指揮するが、本部に 30 分以内に参集できない者に対しては、あらかじめ代行者を初動要員の中から指名する。

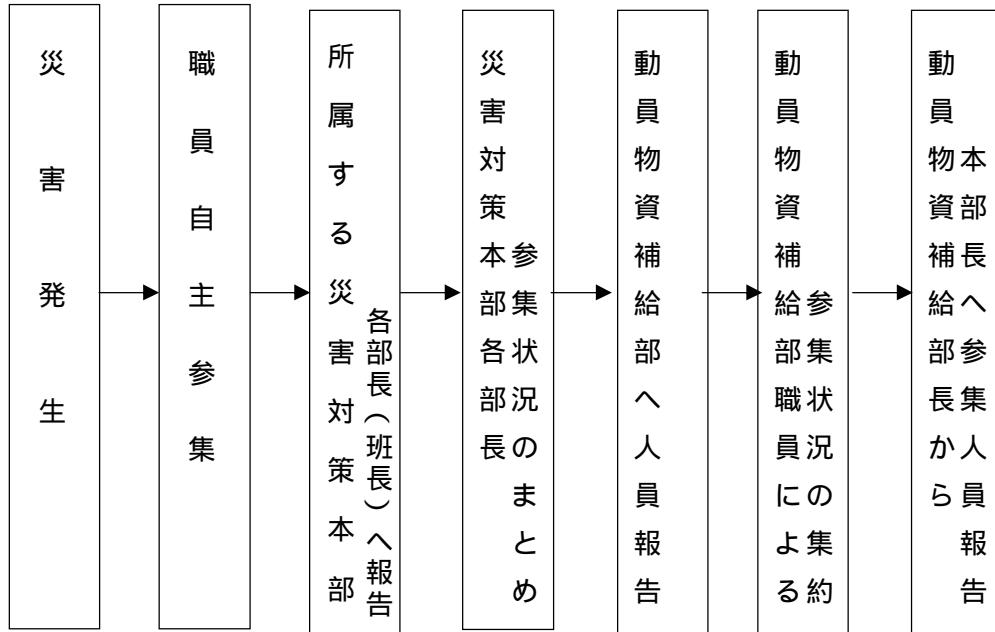
6 動員報告

動員結果は、動員報告書に従って報告する。

資料：様式 - 2 「動員報告書」

資料：様式 - 2 - 2 「災害対策本部の動員状況」

【動員報告の流れ】



第3節 広域応援等の要請と受入れ

《基本的な考え方》

被害が甚大であり、市民の生命又は財産を保護するため必要と判断された場合は、府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し応援・協力を要請するとともに、受入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期す。

《対策の体系》

広域応援等の要請と受入れ	1 広域的な応援体制 2 府への応援要請 3 協定市町への応援要請 4 その他の市町村への応援要請 5 防災関係機関等との相互協力 6 広域応援の受入れ体制
--------------	---

《応急対策の分担》

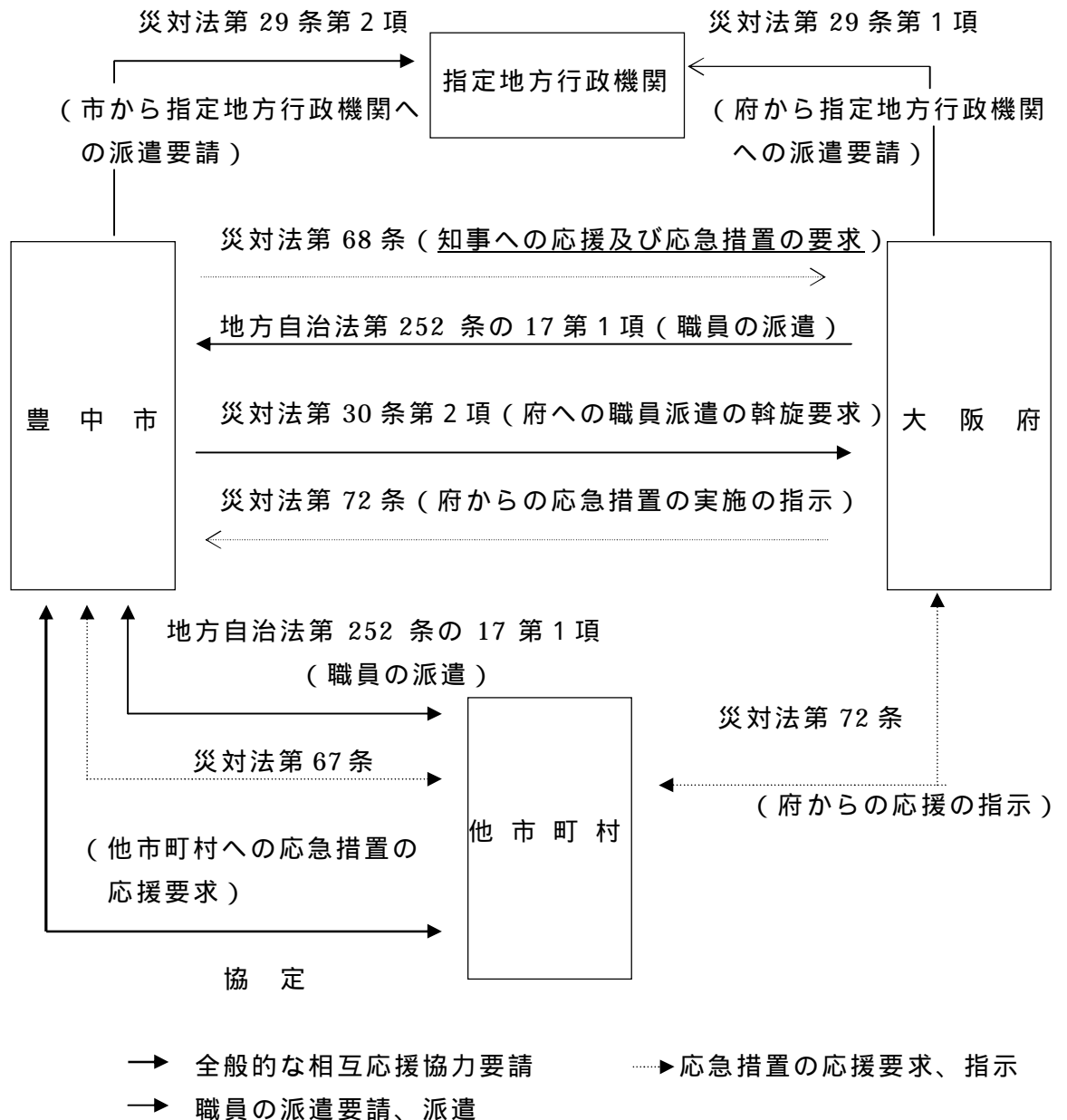
実施担当	実施内容
本部長（市長）	1 応援要請の決定に関する事
総括部総括班	1 府への応援要請に関する事 2 協定市町への応援要請に関する事 3 その他市町村への応援要請に関する事 4 防災関係機関との相互協力に関する事
各部	1 広域応援の受入れ体制の整備に関する事

《対策の展開》

1 広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次のとおりである。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



2 府への応援要請等

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、知事に対し原則として文書をもって、応援（短期間で身分の異動を伴わない場合）又は職員派遣（長期にわたり派遣先の身分に併任される場合）の斡旋を求める。ただし、事態が切迫し 緊急を要する場合は、無線・電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(1) 応援要請に際しては、総括部総括班が次の事項について明らかにして行う。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援を要請する理由
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) 応援を希望する人員、物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

【連絡先】

名 称	直通電話	F A X	府無線電話
府災害対策本部事務局 (総務部危機管理室)	06-6944-6021	06-6944-6654	8-200-4875,4886

8-は豊中市の発信者番号

(2) 協定市町への応援要請

(ア) 応援協定市町

協定市町に応援を要請するときは、相互応援協定等に基づいて総括部総括班が行う。

【豊能地区3市2町による災害時相互応援協定締結市町及び担当部局】

市 町 名	所 管 部 課 名	電 話	F A X	府防災専用電話
池 田 市	市長公室 危機管理課	8-504-8900	072-752-1495	8-504-8900 FAX8800
箕 面 市	総務部 市民安全政策課	8-520-3900	072-724-6376	8-520-3900 FAX3800
能 勢 町	総務部 住民課	8-535-8900	072-734-0119	8-535-8900 FAX8800
豊 能 町	総務部 自治人権課	8-534-238	072-739-1980	8-534-8900 FAX8800

8-は豊中市の発信者番号

資料：予防 - 6 災害時相互応援協定（豊能地区市町）

(3) その他市町村への応援要請

市長（本部長）は、上記協定市町の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、その他の市町村長等に対し応援を要請する。

その他市町村からの応援に従事する者は総括部総括班において調整のうえ、受入れ担当部において受入れ、当該部長の指揮のもとで活動する。

(4) 防災関係機関等との相互協力

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるとき、防災関係機関等に対し、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な災害応急対策活動を実施するため、職員の応援を要請する。職員の応援要請は総括部総括班が行い、各部が受入れる。

(5) 広域応援の受入れ体制

(ア) 広域応援の要請を依頼した担当部は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整える。

(イ) 受入れ担当部は、活動の記録をまとめる。

ア) 要請先、要請時間、要請内容

イ) 回答内容、回答時間

ウ) 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先

エ) 滞在期間

オ) 搬入物資内容、量、返却義務

カ) 応援活動実績記録

キ) 撤収日時

(ウ) 受入れ担当部は、派遣された応援部隊に対して、活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。

(エ) 応援部隊は、食料、飲料水、宿泊等の手配は自らが行うことを原則とする。

(オ) 応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースが必要な場合の集結場所及び活動拠点は次のとおりとする。

また、下記に定めていない場合の調整は総括部総括班が行う。

ア) 緊急消防援助隊の集結場所は、大阪府服部緑地公園内第2駐車場とする。

イ) 豊中市北消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、大門公園とする。

ウ) 豊中市南消防署管内の災害対応のための緊急消防援助隊の活動拠点は、菰江公園とする。

エ) 他市給水応援隊の集結、活動拠点は、大曾公園とする。

(6) 経費の負担

応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則本市がこれを負担する。

3 職員の派遣要請

災害応急対策、災害応急復旧対策を本市の職員のみでは十分にできない場合は、府、近隣市町、指定行政機関等にたいして、職員の派遣を要請する。

(1) 派遣を要請するときの要件

- (ア) 災害が大規模であり、応急対策や復旧対策が相当長期にわたると考えられるとき。
- (イ) 派遣機関の組織力・行動力が有効に活用できるとき。

(2) 職員の派遣要請

市長は、災害対策基本法第 29 条（職員派遣の要請）又は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）の規定により府、近隣市町又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請することができる。その要請の手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣あっ旋要請

市長は、災害対策基本法第 30 条（職員派遣のあっ旋）にもとづき、知事等に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣あっ旋を求めることができる。この要請の手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- (ア) 派遣のあっ旋を求める理由
- (イ) 派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条（派遣職員の身分取り扱い）同施行令第 17 条（派遣職員の身分等）、第 18 条（派遣職員の給与等）第 19 条（災害派遣手当）に定めるところによる。

第4節 自衛隊に対する災害派遣要請

《基本的な考え方》

市長（本部長）は、災害の状況により自衛隊の協力が必要となった場合は、知事に対し速やかに派遣要請の要求を行う。知事に対して要請の要求ができないときは、直接自衛隊に災害の状況を通知する。

《対策の体系》

自衛隊に対する災害派遣要請	1 派遣要請依頼等 2 派遣部隊等の受入れ体制 3 派遣部隊等の活動 4 知事への撤収要請要求
---------------	--

《応急対策の分担》

実施担当	実施内容
総括部総括班	1 自衛隊の災害派遣及び撤収要請の要求に関すること 2 自衛隊の受入れに関すること 3 自衛隊の活動の支援に関すること

《対策の展開》

1 派遣要請要求等

(1) 知事への派遣要請要求

知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するときは、「災害派遣要請の要求書」に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって府（総務部危機管理室）に要求するものとし、事後速やかに要求文書を提出する。また、関係機関に対しても通報する。

なお、派遣要請の要求の事務手続きは、次の事項を明らかにして総括部総括班が行う。

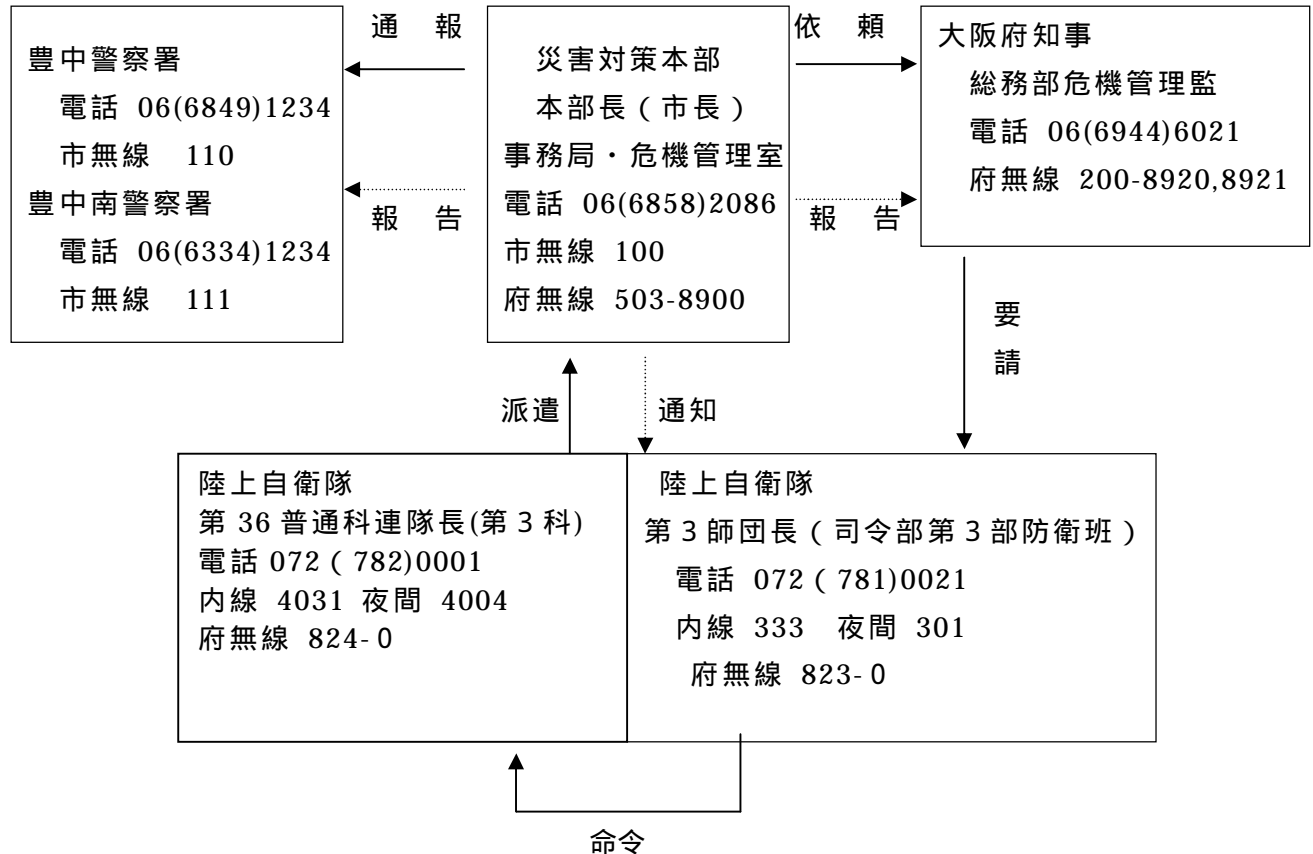
- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊への災害状況の通知

通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求ができない場合は、市長が直接自衛隊に災害の状況を通知する。

この場合、市長（本部長）は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

【派遣要請等の流れ】



2 派遣部隊等の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣

自衛隊に対し本部に情報連絡、調整のための連絡員の派遣を要請する。また、必要に応じて自衛隊の活動地区に市の連絡員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

ア 市内への進入ルート及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。

イ 自衛隊へ派遣要請したときは、大阪府警（豊中警察署・豊中南警察署）に派遣部隊の誘導について依頼する。

(3) 受け入れ体制

ア 連絡場所の提供

自衛隊の連絡調整のため派遣された連絡員の連絡場所を提供する。

イ 派遣部隊との連絡調整

本部は、市職員現地連絡担当者を指名し現地派遣部隊との連絡調整にあたらせる。

(4) 資機材等の提供

自衛隊災害派遣部隊の活動の実施にあたり不足する資機材等は、可能な限り市が調達し提供する。

(5) その他

ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等を準備する。

3 自衛隊に要請する救援活動

自衛隊の派遣要請を求めることのできる範囲は、原則として、人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態の場合であって、概ね次の活動内容とする。

- | | |
|-------------|---------------|
| ア 被害状況の把握 | キ 応急医療、救護及び防疫 |
| イ 避難の援助 | ク 人員及び物資の緊急輸送 |
| ウ 遭難者の捜索救助 | ケ 炊飯及び給水 |
| エ 水防活動 | コ 物資の無償貸付又は譲与 |
| オ 消防活動 | サ 危険物の保安及び除去 |
| カ 道路又は水路の啓開 | |

4 知事への撤収要請の要求

災害の救援が市の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった場合は、市長は派遣部隊の撤収について、派遣部隊の長と協議のうえ、「撤収要請の要求書」に記載する事項を明らかにして知事に提出する。

- (1) 撤収要請日時
- (2) 派遣された部隊
- (3) 派遣人員及び従事作業の内容
- (4) その他参考となるべき事項

資料：様式 - 7 「自衛隊の災害派遣要請の要求・撤収要請の要求様式」